

資料 4

福島県動物愛護推進協議会の設置について

1 「協議会」設置の背景

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条において、都道府県等は、動物愛護推進員（以下「推進員」と言う。）の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する協議を行うための「協議会」を組織することができるとしている。

本県にはこれと類似した組織として、主に動物愛護に関する情報・意見交換を行う「福島県動物愛護推進懇談会（以下「懇談会」という。）」が既に存在するが、本県は推進員を委嘱していないため、「協議会」は設置していなかった。

現在、推進員について、令和 8 年度からの委嘱に向け検討を進めているところであり（資料 3 参照）、「協議会」についても、その活動支援等について協議を行う組織として、設置の検討が必要となっている。

2 「協議会」の設置方針（案）

（1）「協議会」と「懇談会」の今後

「懇談会」に代わる組織として、「福島県動物愛護推進協議会」を新設する。

（2）「福島県動物愛護推進協議会」の機能

法律に基づき、推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する協議を行うとともに、「懇談会」の懇談内容である福島県動物愛護管理推進計画の進行管理やボランティアの育成等については、引き続き主要な協議内容として取り扱う。

また、次項のとおり、委員の構成については「懇談会」と同等のものとし、動物愛護に関する意見交換や相互理解を深める場としての従来の機能は維持する。

（3）委員の構成

以下のとおりとする。

現行の「懇談会」	福島県動物愛護推進協議会
公益社団法人福島県獣医師会の代表	変更なし
市町村の代表	変更なし
学識経験者	変更なし
動物飼養管理者の代表	福島県動物愛護ボランティア（3～4名） より多方面からの意見集約を図るため、5種類の動物愛護ボランティア（一時預かり、地域猫活動支援、適正飼養普及啓発、第三者譲渡、終生飼養）から、登録区分ごとに任命する。
福島県動物愛護ボランティア会の代表 (同会は R7 年 8 月をもって解散済み)	
公募による県民の代表	

（4）開催時期

毎年 6 月から 11 月の間に実施する。